

うるま市告示第175号

うるま市まちキャラ使用取扱要綱を次のように定める。

平成27年12月1日

うるま市長 島袋 俊夫

## うるま市まちキャラ使用取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、うるま市（以下「市」という。）のPR、市製品の販路拡大、市の産業振興等に寄与することを目的に、うるま市まちキャラ「うるうらら」（以下「まちキャラ」という。）を使用する際に必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、「まちキャラ」とは、別図に示すものをいう。

2 この告示において、「まちキャラの使用」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) まちキャラのデザインを使用して、グッズ等を作成すること。
- (2) まちキャラが、イベント等に出演すること。
- (3) その他前各号に類する行為で、市長が使用と認めること。

### (まちキャラに関する権限)

第3条 まちキャラに関する一切の権限は、市に帰属する。

### (使用基準)

第4条 まちキャラの使用は、次のいずれかに該当する場合に許可するものとする。

- (1) 市が、使用する場合
- (2) 市民、市民団体、市内に本店又は支店を有する事業者、市内の公共的団体及び国、県、他の地方公共団体が使用する場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (4) 市内外へのPRに資する目的で使用されるものと判断された場合
- (5) その他市長が特に必要と認めた場合

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、これを許可しないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を害するおそれがあると認められる場合
- (2) まちキャラのイメージを損なうおそれがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名行為に利用されるおそれがある場合
- (5) 消費者の利益を害するおそれがある場合
- (6) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (7) その他市長がまちキャラの使用について不相当と認めた場合

(使用許可申請)

第5条 まちキャラを使用する者（以下「申請者」という。）は、うるま市まちキャラ使用許可申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、前条第1項第3号の規定に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 申請者の住所を明らかにする書類
- (2) 申請者の活動内容等を明らかにする書類
- (3) まちキャラの使用内容がわかる企画書等
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長が認める場合は、同項各号の書類の一部を省略することができる。

(使用許可等の通知)

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、当該使用が第4条に定める基準に合致すると認めるときは、使用を許可し、うるま市まちキャラ使用許可通知書（様式第2号）により当該使用申請者（以下「使用者」という。）へ通知するものとする。

2 市長は、当該使用が第4条に定める基準に合致しないと認めるときは、うるま市まちキャラ使用不許可通知書（様式第3号）により使用者へ通知するものとする。

(使用許可期間)

第7条 使用許可期間は、使用目的達成に必要な期間とし、原則、通知を受けた日から1年以内とする。

(使用者の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された使用目的にのみ使用すること。
- (2) 別に定める「うるま市まちキャラデザインマニュアル」に従って使用すること。  
ただし、これにより難しい場合は、事前に市長の許可を得ること。
- (3) まちキャラの使用に係るものの成果品等を市長に提出すること。
- (4) 第6条の規定により使用許可を受けた者は、使用許可を受けた対象物又は当該使用対象物の包装等に別に定める使用許可番号を表記すること。
- (5) 消費者保護の観点から、責任の所在が明らかとなるよう、使用対象物等には、販売者、製造者又は制作者の名称と連絡先を明示すること。
- (6) 第三者に使用対象物等の製造等を委託する場合は、その委託先との間で、使用許可を受けた個数以上の製造等が行われないように義務付ける契約を使用者の責任で行い、数量管理を徹底すること。
- (7) 市長が行う売上調査その他の照会に応じること。
- (8) その他関係法令を遵守すること。

(使用許可の変更等)

第9条 使用者が使用許可の内容について変更しようとする場合は、あらかじめうるま市まちキャラ使用変更申請書(様式第4号)(以下「変更申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときには、うるま市まちキャラ使用許可変更通知書(様式第5号)により使用者へ通知するものとする。

(使用許可の取消し等)

第10条 市長は、第6条第1項又は第9条第2項に基づき使用許可を受けた者が許可事項の内容に違反したときは、当該許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止する(以下「取消し等」という。)ことができる。

- 2 市長は、前項に規定する取消し等を決定した場合は、うるま市まちキャラ使用取消等通知書(様式第6号)により当該取消し等を受ける者へ通知するものとする。
- 3 第1項の規定により許可を取り消された者は、通知を受けた日をもって当該使用許可に係る商品等を作成、販売又は使用してはならない。

(使用料)

第11条 まちキャラの使用料については、無料とする。

(使用の非独占性等)

第12条 この告示による使用許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してまちキャラを使用する権利を付与するものではなく、かつ、使用対象物等について市が推奨を行うものではない。

(経費の負担)

第13条 市は、使用者に対し、まちキャラの使用に係る経費又は役務を負担しない。

(損害賠償)

第14条 市は、使用許可を行ったことに起因し使用者に生じた損害について、一切の責を負わない。

- 2 使用者は、使用対象物の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、その損害賠償の全ての責を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 使用者は、まちキャラの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。
- 4 市長は、前2項の規定に違反する使用者に対し、必要な措置を行うよう命ずるとともに、必要な法的措置を講ずることができる。

(情報の公開)

第15条 市長は、まちキャラの適正な管理と、広く利用促進を図る観点から、使用許可の状況及び使用許可の取消状況について情報を公開するものとする。

(事務委託)

第16条 市長は、第5条、第6条、第9条及び第10条に規定する業務を委託することができる。

- 2 前項の場合において、第5条、第6条、第9条及び第10条中「市長」とあるのは「受託者」と読み替えるものとする。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年12月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

うるま市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

うるま市まちキャラ使用許可申請書

下記のとおりうるま市まちキャラを使用したいので、許可して下さるよう申請します。

記

1	使用するもの	まちキャラ・まちキャラのデザイン
2	使用者	団体名（氏名）
		所在地（住所）
3	使用目的・方法	
4	使用年月日	自 年 月 日（ ）
		至 年 月 日（ ）
5	使用時間	年 月 日（ ） 時 分 ～ 年 月 日（ ） 時 分
6	添付資料	

許可を取り消された場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

氏名  
(名称及び代表者名)

印

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

団体名  
氏名

うるま市長 印

うるま市まちキャラ使用許可通知書

年 月 日付けで申請のあったうるま市まちキャラの使用について、下記により許可しますので、うるま市まちキャラ使用取扱要綱第6条第1項の規定に基づき通知します。

記

1	使用するもの	まちキャラ・まちキャラのデザイン
2	使用者	団体名(氏名)
		所在地(住所)
3	使用目的・方法	
4	使用年月日	自 年 月 日( )
		至 年 月 日( )
5	使用時間	年 月 日( ) 時 分 ~ 年 月 日( ) 時 分
6	使用許可番号	沖縄県うるま市うるうらら®

使用条件

- (1) うるま市まちキャラ使用取扱要綱及びうるま市まちキャラデザインマニュアルを守らなければならない。
- (2) 使用するときは、この使用許可通知書を携帯し、職員に求められたときは提示し、その指示に従うこと。
- (3) 使用中第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任において解決すること。
- (4) 使用時間を厳守すること。
- (5) 使用者は、まちキャラの使用に当たって、不測の事態が生じたときは、直ちに使用を中止し、速やかに市長に報告すること。
- (6) その他使用については、本市職員の指示に従うこと。

様式第3号(第6条関係)

第 号  
年 月 日

団体名  
氏名

うるま市長 印

うるま市まちキャラ使用不許可通知書

年 月 日付けで申請のあったうるま市まちキャラの使用について、下記の理由により不許可と決定したので、うるま市まちキャラ使用取扱要綱第6条第2項の規定に基づき通知します。

記

うるま市まちキャラ使用取扱要綱第4条第2項第 号に該当

理由



様式第4号(第9条関係)

年 月 日

うるま市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

うるま市まちキャラ使用変更申請書

下記のとおり使用許可を受けた事項について変更したいので、許可して下さるよう申請します。

記

1	使用するもの	まちキャラ・まちキャラのデザイン
2	使用者	団体名(氏名)
		所在地(住所)
3	使用目的・方法	
4	使用年月日	自 年 月 日 ( )
		至 年 月 日 ( )
5	使用時間	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 年 月 日 ( ) 時 分
6	添付資料	
7	変更する事項	

様式第5号(第9条関係)

第 号  
年 月 日

団体名  
氏名

うるま市長 印

うるま市まちキャラ使用許可変更通知書

年 月 日付けで変更申請のあったうるま市まちキャラの使用について、下記により許可しますので、うるま市まちキャラ使用取扱要綱第9条第2項の規定に基づき通知します。

記

1	使用するもの	まちキャラ・まちキャラのデザイン
2	使用者	団体名(氏名)
		所在地(住所)
3	使用目的・方法	
4	使用年月日	自 年 月 日( )
		至 年 月 日( )
5	使用時間	年 月 日( ) 時 分 ~ 年 月 日( ) 時 分
6	使用許可番号	沖縄県うるま市うるうらら®
7	変更する事項	

使用条件

- (1) うるま市まちキャラ使用取扱要綱及びうるま市まちキャラデザインマニュアルを守らなければならない。
- (2) 使用するときは、この使用許可変更通知書を携帯し、職員に求められたときは提示し、その指示に従うこと。
- (3) 使用中第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任において解決すること。
- (4) 使用時間を厳守すること。
- (5) 使用者は、まちキャラの使用に当たって、不測の事態が生じたときは、直ちに使用を中止し、速やかに市長に報告すること。
- (6) その他使用については、本市職員の指示に従うこと。

様式第6号(第10条関係)

第 号  
年 月 日

団体名  
氏名 様

うるま市長 印

うるま市まちキャラ使用取消等通知書

年 月 日付けで申請のあったうるま市まちキャラの使用について、下記により処分が決定しましたので、うるま市まちキャラ使用取扱要綱第10条第2項の規定に基づき通知します。

記

1	処分内容	取消	・	変更	・	停止
2	理由					
3	備考					

別図

